

長崎県立大学科目等履修生規程

〔平成20年4月1日
規程第59号〕

改正 平成27年3月3日規程第50号

改正 令和2年3月24日規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号。以下「学則」という。）第55条及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。「大学院学則」という。）第43条の規定に基づく科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第21条又は大学院学則第12条に規定する入学資格があるものとする。

(入学時期)

第3条 科目等履修生の入学時期は、第1学期又は第3学期の始めとする。

一部改正〔令和2年規程第46号〕

(入学志願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書（別記様式）
- (2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類

(選考)

第5条 入学志願者に対しては、学長が選考を行う。

一部改正〔平成27年規程第50号〕

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(科目等履修生証の交付)

第7条 科目等履修生に対しては、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生は、科目等履修生証を常に所持しなければならない。

(在学期間)

第8条 科目等履修生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、在学期間延長願を学長に提出し、許可を得て在学期間を延長することができる。

(履修手続)

第9条 科目等履修生は、履修を許可された科目の履修届を所定の期日までに提出しなければならない。

ない。

（単位の認定）

第 10 条 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

2 前項の単位修得の認定は、学則第 30 条第 2 項及び第 33 条並びに大学院学則第 20 条及び第 22 条に基づき、これを行う。

3 前項の規定により単位修得を認定した者には、単位修得証明書を交付することができる。

（聴講料）

第 11 条 科目等履修生は、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、履修に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

（準用）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則その他学生に関する諸規程は、科目等履修生にこれを準用する。

（許可の取消し）

第 13 条 科目等履修生が、学則、大学院学則若しくは諸規程に違反したとき又は疾病その他の事由により履修する見込みがなくなったときは、学長は、その許可を取り消すことができる。

一部改正 [平成 27 年規程第 50 号]

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 3 日規程第50号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規程第46号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。